

避難先で必要となる物資・燃料の確保状況

屋内退避を行う住民への対応策

- UPZの住民には、無用な被ばくをしないために、屋内退避の周知を徹底する。
- 自宅損壊等により自宅での屋内退避が困難である場合は、各市が設定した近隣の避難所等にて屋内退避を実施する。
- 屋内退避に必要な物資は、各市の行政備蓄を活用するほか、島根県における流通備蓄を供給する。
- このほか、必要に応じて総務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じて、安定供給を要請し、確保に努める。

観光客等一時滞在中への対応

- UPZ内の帰宅が困難な観光客等の一時滞在中は、宿泊施設等において屋内退避を実施する。

対象地域住民への本方針の周知に当たったの考慮事項

- 一般住民の避難等の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。
 - ✓ 現在、放射性物質は放出されていないため、各市の指示に従い、落ち着いて行動すること。
 - ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メール等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
 - ✓ 渋滞対策のため、自家用車の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。
 - ✓ 屋内退避をする住民は、慌てずに各市の指示に従い、自宅内または近隣の避難所で屋内退避を行うこと。なお、外出は極力控えること。
 - ✓ 地震の影響により自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、地震の影響がない安全な近隣の指定避難所等での屋内退避等を実施すること。

○ 計画上の避難経路である宍道湖北側の国道431号線及び広域農道に通行不能箇所が複数発生。このため、宍道湖南側の山陰自動車道を利用して避難(具体的には下記の地図の記載のとおり)。
 ○ 避難に必要な車両(バス)は必要台数が確保済であることを確認。
 ○ その他については、下記に示す事前の計画の内容に従い実施。

1. 避難等対象者数

避難対象者		7,963人 ※
PAZ	島根県 松江市	

※PAZ対象人口(9,960人)から施設敷地緊急事態要避難者等(1,997人)を引いた数

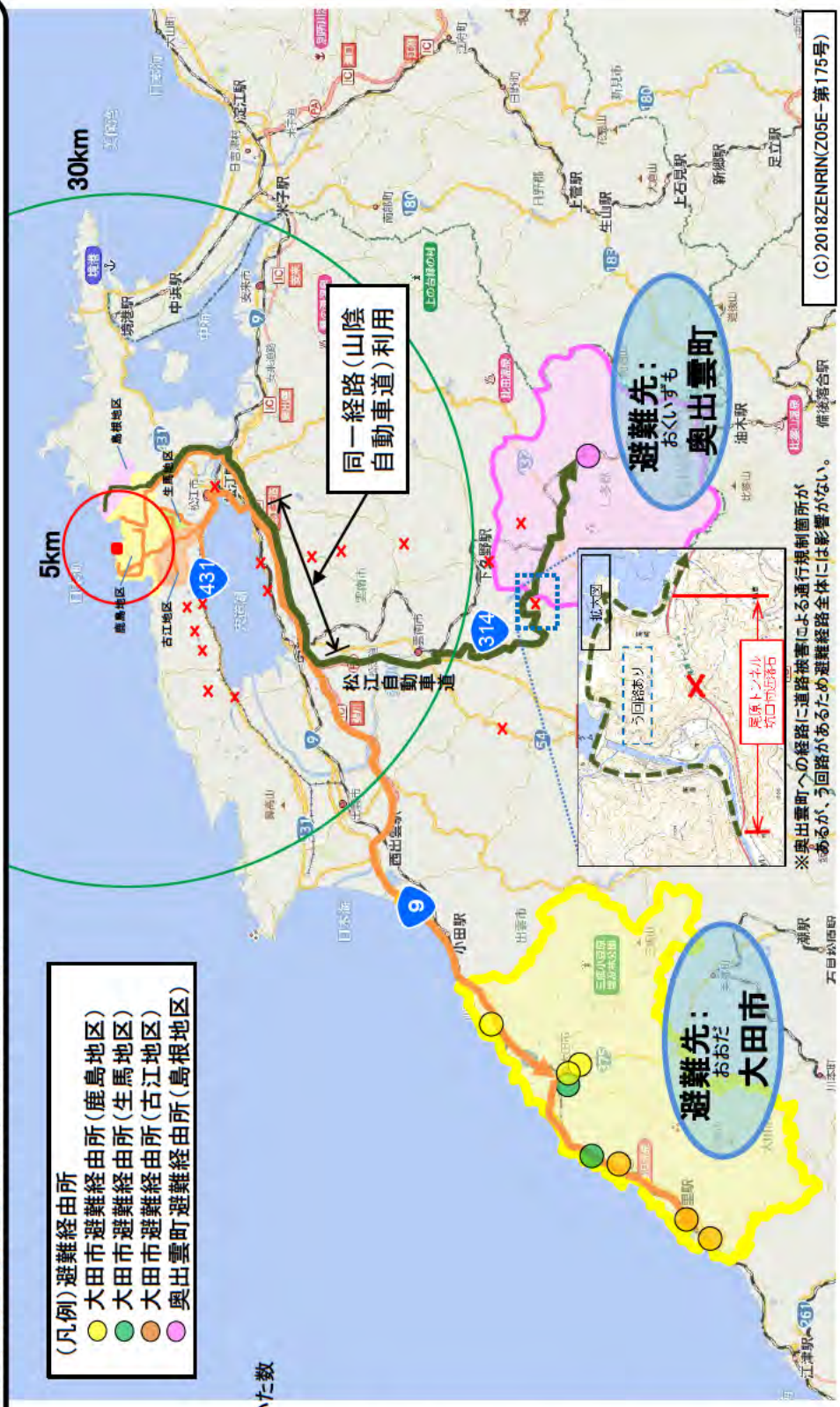
屋内退避対象者		380,893人
UPZ	島根県	
	鳥取県	71,907人
合計		452,800人

2. 避難手段の確保状況

バス		36台
必要台数	確保確認済台数	
36台	36台	

【避難等の事前の計画】

- PAZ内の住民は、避難経路を經由し、避難所に避難。
 (松江市鹿島地区、生馬地区、古江地区の住民は大田市に避難。松江市島根地区の住民は奥出雲町に避難。)
- PAZ内の避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護施設で屋内退避を実施。避難の準備が整い次第、避難先へ避難。
- 安定ヨウ素剤を携帯していない者に対しては、緊急配布場所(一時集結所)において緊急配布を実施。
- UPZ内の住民は、屋内退避を実施。なお、地震の影響により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震の影響のない安全な近隣の指定避難所等で屋内退避を実施。



(C)2018ZENRINK(Z05E-第175号)

第1回原子力災害対策本部・ 非常災害対策本部合同会議

令和元年11月9日
11:05～11:25
於：官邸4階大会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 原子力緊急事態宣言について
 - (2) 現状、取組状況の報告
 - (3) 緊急事態応急対策に関する基本方針について
3. 閉会

(配布資料)

- 資料1 原子力緊急事態宣言
- 資料2 指示・公示
- 資料3 原子力災害対策本部の設置について
- 資料4 プラントの状況
- 資料5 施設敷地緊急事態（10条）における避難の実施状況
- 資料6 全面緊急事態（15条）における防護措置の実施方針
- 資料7 自然災害による被害状況・対応状況
- 資料8 原子力災害派遣要請（案）
- 資料9 緊急事態応急対策に関する基本方針（案）

(案)

令和元年 月 日

緊急事態応急対策に関する基本方針

令和元年（2019年）中国電力（株）
島根原子力発電所事故に係る
原子力災害対策本部決定

中国電力（株）島根原子力発電所第2号機事故に関し、本日、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、直ちに原子力災害対策本部を設置した。

今後、事故の推移によっては、周辺住民の安全を脅かす事態に至るおそれがあることから、以下の基本方針に則り、緊急事態応急対策に取り組むこととする。

1. 事故の拡大防止、事態の早急な収拾及び住民の安全確保を第一に、事態の推移に応じた防護対策などに総力を挙げて取り組むこと。
2. 住民に対して、必要な情報を迅速かつ的確に伝達し、混乱の発生を防止すること。
3. 事態の推移に応じ、警察、消防、海上保安庁の部隊派遣及び自衛隊の原子力災害派遣を迅速に行うこと。

以上

令和元年（2019年）台風第19号 非常災害対策本部会議（第1回）

議 事 次 第

日時：令和元年10月13日（日）16：30～

場所：官邸4階大会議室

1. 開会 【内閣官房長官】
2. 被害状況等報告 【内閣危機管理監】
3. 実施方針について 【防災大臣・国家公安委員長】
4. 各省庁の対応状況 【各省大臣等】
5. 内閣総理大臣発言 【内閣総理大臣】
6. 閉会 【内閣官房長官】

災害応急対策等に関する実施方針（案）

令和元年10月13日
令和元年（2019年）台風第19号
非常災害対策本部

以下の方針に基づき、地方自治体及び関係機関・団体と緊密に連携し、災害応急活動に総力を挙げて取り組むとともに、国民生活及び経済活動の早期回復に全力を尽くす。

- 1 迅速な情報収集を行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
- 2 引き続き、人命の救助を第一に、行方不明者等の一刻も早い救命・救助に全力を尽くす。
- 3 先手先手で、被害の拡大防止に万全を期す。
- 4 電気、水道等のライフラインの早期復旧に努め、被災住民の生活復旧のため、早期改善に全力であたる。
- 5 関係省庁が連携して、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保するとともに被災者支援の体制を整備する。
- 6 プッシュ型の被災者支援により、避難所の生活環境整備や避難者の生活必需品の確保に努める。
- 7 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体等が適切に判断し行動できるよう、適時的確な情報発信に努める。